

香美町出前まちづくり懇談会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の行政への参画及び町民と行政との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、町長と町民が意見交換を行う香美町出前まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）の開催について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込対象者)

第2条 懇談会の申込対象者は、町内に在住、在勤若しくは在学している概ね10人以上の者で構成された団体又はグループ（単独の事業所又は公共的団体を除く。以下「団体等」という。）とする。

(開催テーマ)

第3条 懇談会のテーマは、次に掲げるもののうちから、団体等が選定するものとする。

- (1) 安心・安全のまちづくり
- (2) 移住・定住を進めるまちづくり
- (3) 結婚・子育てのしやすいまちづくり
- (4) 地域産業を活用したまちづくり
- (5) その他町長が適当と認めるもの

(開催日時等)

第4条 懇談会の開催日時は、原則として平日の午前10時から午後9時までの間とし、1回の懇談時間は90分以内とする。

- 2 町長は、前条に掲げる懇談会のテーマに関連する事務の担当課長及び担当職員を出席させることができる。
- 3 団体等は、会場の確保、懇談会の運営及び記録を行うものとする。
- 4 懇談会の開催に要する費用は、団体等が負担するものとする。ただし、町有施設を使用する場合の使用料は免除する。

(開催の申込)

第5条 懇談会を開催しようとする団体等は、あらかじめ、開催日時等必要な調整を行い、原則として懇談会を開催しようとする日の2週間前までに、香美町出前まちづくり懇談会開催申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

(開催の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込書を受理したときは、速やかに内容を審査し、懇談会の開催が適当であると認めるときは、開催の決定を行い、その旨を香美町出前まちづくり懇談会開催決定通知書(様式第2号)により団体等に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により受理した申込書の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、懇談会の開催を決定しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした集会等であると認められると認められるとき。
- (3) 行政に対する陳情又は批判の場になるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他懇談会の目的に反し、開催が適当でないとして認められるとき。

(実施報告)

第7条 団体等は、懇談会を開催した日から起算して2週間以内に、懇談会の開催記録を香美町まちづくり懇談会実施報告書(様式第3号)により町長に報告するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月30日告示第180号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。